

令和7年 教育委員会第13回定例会 会議録

日 時 令和7年7月22日（火）

午後3時00分～午後3時47分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【子ども支援課】

（１）千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正について

【指導課】

（１）九段中等教育学校学則の変更について

（２）令和8年度使用 特別支援学級用教科用図書採択【秘密会】

（３）令和8年度使用 中等教育学校（後期課程）教科用図書採択【秘密会】

第 2 報告

【子ども総務課】

（１）令和7年度「おがちよ教育交流事業」に係る派遣生徒決定及び事業スケジュールについて

【子育て推進課】

（１）児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則について

【児童・家庭支援センター】

（１）千代田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係る補助内容の拡充について

（２）千代田区障害児医療ステイ（レスパイト入院）事業の開始について

【指導課】

（１）教科書展示会の結果

（２）いじめ、不登校、はくちょう教室の状況報告（6月）

第 3 その他

【子ども総務課】

（１）教育委員会行事予定表

（２）広報千代田（8月5日号、8月20日号）

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭
教育委員	佐藤 祐子
教育委員	水野 珠貴

出席職員（8名）

教育担当部長	大森 幹夫
子ども総務課長兼教育政策担当課長	加藤 伸昭
副参事（特命担当）	大塚 立志
子ども支援課長	大松 雄一郎
子育て推進課長	山崎 崇
児童・家庭支援センター所長	宮原 智紀
子ども施設課長	川崎 延晃
指導課長	上原 史士

欠席委員（0名）

欠席職員（2名）

子ども部長	小川 賢太郎
学務課長	清水 直子

書記（2名）

子ども法制担当係長	品治 正
子ども総務課係員	原子 智実

堀 米 教 育 長	開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。
	ただいまから令和7年教育委員会第13回定例会を開会します。
	本日、教育委員は全員出席です。
	今回の署名委員は水野委員にお願いします。
水 野 委 員	はい。
堀 米 教 育 長	本日の議事日程をご覧ください。日程第1、協議事項のうち、教科書関係の2つの案件につきましては、意思形成過程であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、秘密会として取り扱わせていただきたいと思いますので、決を採ります。
	本件について、秘密会で取り扱うことに賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。
	（賛成者挙手）
堀 米 教 育 長	全員賛成ですので、本件につきまして、会議の最後に取り扱わせていただきます。

◎日程第1 協議

子ども支援課

（1）千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正について

指導課

（１）九段中等教育学校学則の変更について

堀 米 教 育 長	それでは日程第１、協議事項に入ります。千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正につきまして、子ども支援課長、説明をお願いします。
子ども支援課長	千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。 項番１にございますように、東京都が９月から第１子が無条件で無償化まで拡大することを受けまして、教育委員会におきまして、これまで規則の上の条例の改正につきましては教育委員会においてもご報告して、改正の議決を賜ったところでございますが、今回はこれに伴いまして、条例の下にある事務上の細かいことを定めた施行規則の改正を行うもので、規則でも幼稚園に関するものでございますので、本日の教育委員会で協議の議題として挙げるため、この場でご報告するものでございます。 項番２の改正内容につきましてでは、ただいま申し上げましたように、条例改正に伴う改正と、毎年この季節に規則の様式の確認の見直しもしておりますので、この機会に様式の改正も行うものでございます。 項番３の新旧対照表につきましては、ただいまご説明したとおり事務的なところでございますが、条例に盛り込んだところは削除したり、あと、形式の上でもこの保育料決定通知書を送る必要がなくなりましたので、削除したりですとか、あと先ほども申しましたように、保護者に見やすいように様式の一部をフローチャート式にしたところ、細かいところを変えたりしております。 資料に戻りますが、施行期日は条例と同じ令和７年９月１日から予定しております。 簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。
堀 米 教 育 長	はい。ご質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。 (な し)
堀 米 教 育 長	はい。それでは、続きまして、九段中等教育学校学則の変更につきまして、指導課長、説明をお願いいたします。
指 導 課 長	それでは、本件ですけれども、６月の教育委員会で頭出しさせていただきました、国外に転出して２年以内の前期課程の生徒が帰国し、九段中等教育学校へ編入学を希望した際に、迅速な対応を図ることができるようにするための学則の変更に係る件でございます。今般、法制担当とも内容を確認しつつ、新旧対照表をこちら別添のとおり取りまとめさせていただきました。 今回改正する箇所でございますが、まず初めに第18条１項の（２）に当たります。編入学に関する部分につきまして、「転学後２年以内に編入学を希望する」場合と定めさせていただきました。 続きまして、第21条、退学の部分ですが、この生徒の退学については、前期課程の生徒については、退学を申し出るということは、義務教育段階とい

うことで制度的にふさわしくはないということで、「後期課程の」と言及をさせていただきます。

続きまして、第22条の転学に関する部分ですが、学籍の取扱いを第22条2項に記載した関係で、「転学等」という「等」に変更させていただいております。

続きまして、第22条の2項は、「前期課程の生徒が、在外教育施設等転学し、かつ、1年以上在籍したと認められるときは、学籍から除外することとする」と定めさせていただきました。

最後に、第22条の2に当たります。前期課程の生徒が国外転出する際、国外への転出期間があらかじめ1年未満であることを確認したときは、当該転出間における在外教育施設等への在籍の有無にかかわらず、当該生徒を長期欠席として扱うことを明記いたしました。その際、帰国後、A区分とB区分の生徒それぞれが、自宅住所がそれぞれ区内または都内にあることについて明確にするため、そちらについても明記いたしました。

こちら、学則の変更は今ご報告したとおりでございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

堀米教育長 はい。説明が終わりました。ご質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長 はい。

◎日程第2 報告

子ども総務課

- (1) 令和7年度「おがちよ教育交流事業」に係る派遣生徒決定及び事業スケジュールについて

子育て推進課

- (1) 児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則について

児童・家庭支援センター

- (1) 千代田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係る補助内容の拡充について
- (2) 千代田区障害児医療ステイ（レスパイト入院）事業の開始について

指導課

- (1) 教科書展示会の結果
- (2) いじめ、不登校、はくちょう教室の状況報告（6月）

堀米教育長 それでは、日程第2、報告事項に入ります。令和7年度「おがちよ教育交流事業」に係る派遣生徒決定及び事業スケジュールにつきまして、子ども総務課長、説明をお願いいたします。

子ども総務課長 それでは、教育委員会資料に基づきまして、今年度、令和7年度おがちよ教育交流事業の派遣生徒の決定についてと、事業のスケジュールについてご

報告させていただきます。

今年度は令和7年8月19日から24日までの5泊6日における派遣生徒の審査（書類と面接）を実施しました。応募生徒68名から派遣生徒18名を決定したところでございます。

応募生徒の内訳でございますが、麴町中学校が16名、神田一橋中学校が9名、九段中等教育学校が43名という内訳でございます。また、学年と、うちの男女比についてはご覧のとおりでございます。その中から18名を厳選させていただきまして、麴町中学校5名、神田一橋中学校4名、九段中等教育学校9名と、男女比であったり学年といったところも勘案しながら、最終的にこの生徒の内訳となったところでございます。

続きまして、事業の全体スケジュールでございます。7月9日に第1回の事前学習会と保護者説明会を実施しました。今度、第2回が7月30日に葛西臨海水族園で、小笠原諸島をテーマにしたエリアを職員の方にご講和いただく予定です。第3回が、テーマごとの3班に分かれまして、8月7日に行う予定です。その後、8月19日から24日の5泊6日で現地に行ってくださいます。その後、事後学習会を2回、9月4日と26日に行いまして、最終の報告会は10月14日、教育委員会終了後、18時から実施したいと思っております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

堀米教育長 はい。10月14日の報告会までのスケジュールを併せてご連絡いただきました。何かご質問があったら、お願いいたします。

俣野委員、どうぞ。

俣野委員 すみません。この教育委員会報告会というのは、第1回と第2回を合わせたメンバーでの報告会になるわけですか。

堀米教育長 子ども総務課長。

子ども総務課長 はい。第1回は前回、昨年度のお子さんという意味であるとする、第1回はもう昨年やらせていただきましたので、今回の第2回のメンバーで報告会はやらせていただきたいと思いますと思っております。

堀米教育長 よろしいでしょうか。

俣野委員 はい。

堀米教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 はい。では、次へ行きます。

続きまして、児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、子育て推進課長、説明をお願いいたします。

子育て推進課長 はい。児童育成手当条例施行規則の一部改正についてでございます。

まず、この児童育成手当につきましては東京都の事業でありまして、ひとり親世帯に対する手当、助成制度であります。区では主にその事務を取り扱っているところでございます。

次に、この児童育成手当の条例施行規則の一部改正の概要としましては、昨今の所得の上昇等の社会情勢の変化に伴いまして、この児童育成手当を受

けるに当たっての所得制限の額も上げる必要が出てきたと。国の国民年金法の中で特別障害手当の基準というのがあるのですが、そちらを東京都の児童育成手当の所得制限額に横引いておりまして、国がその部分を上げることに伴いまして、児童育成手当も所得制限額を引き上げると。また、それに伴って区の規則も同様に改正を行うものでございます。

新旧対照表がこちらになってきますが、旧ですと、扶養親族がいない場合、一番低いところで360万4,000円、これが6万円弱上がりまして、366万1,000円。順次、扶養親族が増えるに従って38万円ずつ増えていくところは変わりないです。

今後のスケジュールとしましては、次回、10月10日からでございます。施行日等も公布に当たった日が施行日となるところでございます。

説明は以上でございます。

堀 米 教 育 長

はい。ご質問がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

堀 米 教 育 長

それでは、続きまして、千代田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係る補助内容の拡充につきまして、児童・家庭支援センター所長、説明をお願いします。

児童・家庭支援センター所長

千代田区のベビーシッター利用支援事業、こちらは既に千代田区で展開されておるものでございますが、今般こちらの補助内容を拡充させていただきたいと思ひまして、ご説明を差し上げたいと思ひます。

最初に概要でございます。ベビーシッター利用支援事業につきましては、一時的に保育が必要となった保護者の方がベビーシッターを利用した際に支払った利用料について、区がその費用の一部を補助するものでございます。こちらの事業についてはもともと東京都の補助要綱がございまして、補助率10分の10で補助金の交付を受けているものでございますが、今般、東京都が令和7年4月1日に遡って補助要綱を改正いたしました。ついては、補助対象者や補助対象となる利用時間が拡充されましたので、そちらについて千代田区でも拡充することと、プラスで、区では都の改正内容に加えて区独自に補助内容を拡充させていただこうと思っておりますのでございます。

最初に、令和6年度、従前の補助内容についてご説明させていただきたいと思ひます。こちらが去年までのものでございまして、左側、東京都補助内容というものが全て千代田区でもまず展開しているものでございまして、対象年齢は、未就学児の方がいるご家庭について、1人あたりの利用時間ということで、年144時間でございました。東京都で例外を設けておりまして、多胎児の方の場合には、2倍の年288時間使えますというものになっておるところでございます。また、補助額につきましては、午前7時から午後10時までと、それより後の深夜の時間帯について、それぞれ補助額が変わっているところでございます。

ここまでについては千代田区でも他区でもやっておりますのでございます

が、右側が令和6年度の区の独自拡充内容でございます。未就学児が通常の方のものですけれども、世帯の中に未成年の障害児がいる世帯の方については、対象年齢として小学3年生までプラスでご支援いたしますというところと、通常44時間ですけれども、先ほど上記の未成年の障害児がいる世帯につきましては、プラスで少し多く入れまして、216時間増やしていただきますというところが令和6年度、去年までのものでございました。

今回の拡充内容でございますが、東京都の要綱で大きく2点変わりました。まず、利用児童は未就学児までが原則ですけれども、障害児の場合には対象年齢を小学校6年生まで引き上げるということで、半ば千代田区の先行に都が追いつき、追い越されたという状況でございます。また、利用時間につきましても、障害児の場合にプラスで、ひとり親家庭の場合もということで、例外規定が多くなりました。こちらの方につきましては利用時間を年288時間まで拡大するというところでございます。

結果としまして、同じようにまとめさせていただきましたが、東京都の補助内容については先ほど申し上げましたとおり下に例外規定が入っておるところと、こちらについても例外規定が入っているところでございます。なお、補助額については変更ございません。

これに合わせて、一部千代田区の施策が追いつき追い越されの部分がございましたので、改めて千代田区の独自部分につきましてもプラスアルファで拡充させていただこうと考えております。今回、東京都で例外で設けられました多胎児、障害児、ひとり親家庭の方につきましては、支援も多く必要だろうということでございますので、区の独自拡充内容につきましては、都の障害児のみの小学6年生だけではなくて、多胎児の方やひとり親家庭の世帯の方につきましても、小学6年生までご支援させていただこうと思っております。

また、もともと多胎児、ひとり親家庭は年288時間というところではほぼ変わっていないのですけれども、こちらの区独自拡充内容につきまして、「未成年の障害児がいる世帯は」というところでございます。東京都は障害児童に対して年288時間ということを申しておるのですけれども、千代田区の場合には、例えば障害児童の方が15歳になられていて、そこに弟さんがいて、その子が幼稚園生でいらっしゃるという場合には、もともとの東京都の内容ですと144時間までですけれども、今回は障害児童がいる世帯ということで、区独自288時間、こちらを支援させていただくというような内容を考えたところでございます。

4番につきましては事業実績でございますが、過去の利用人数の3年間の統計を載せてございます。令和4年度371名、令和5年度508名、6年度586名ということで、だんだんこちらの事業についても、人数、ご利用者が増えておるところでございます。倍々の話で申し上げますと、前年比で言うと、令和4から令和5年が1.6倍、令和5年から令和6年度が1.3倍程度の伸びでございます。

こちらは新たな都要綱に基づく補助の拡充でございますが、こちらで要綱の改正を考えてございまして、そちらの決定の日から施行させていただきますが、東京都と同じく、遡って令和7年4月1日から適用ということで、今年度分のご利用時間について拡充のご支援をと思っておるところでございます。

なお、今後のスケジュールでございますが、文教福祉委員会に来週7月28日に報告をさせていただいた後、広報の8月5日号でもって広報周知をさせていただき、区内の皆様にご周知さしあげると考えているところでございます。

ご説明が長くなりましたが、以上でございます。

堀米教育長

はい。説明は以上です。ご質問等がありましたら、お願いいたします。

俣野委員。

俣野委員

この費用の問題で、他区でも同じようなのをやっていると思うのですが、大体同じような基準ですか。あるいは区によってばらばらになってしまっているのですか。

堀米教育長

児童・家庭支援センター所長。

児童・家庭支援センター所長

資料のとおり、補助額は、こちらについて東京都で一律補填ということで、まずもって通常時間帯では2,500円、深夜帯等につきましては3,500円ということで、一律の補助の金額になっております。この補助額をさらに上げるというのは、区は私の知る限りではなく、同じような金額でやっておるところでございます。実際、事業者もこの東京都の補助要綱に合わせた形の金額設定等をやっておるようなイメージでお考えいただければと思います。

堀米教育長

俣野委員。

俣野委員

そうすると、大体うちの区とほかの区の費用は、まず一緒の基準でということですね。

堀米教育長

補助額は一緒ということです。時数が違ってきますよね。

児童・家庭支援センター所長

ベビーシッターを利用する側の業者さんが東京都内に幾つかあるのですけれども、要するに事業者さんとしては、千代田区だから価格を上げますとか港区だから価格を下げますというわけではなくて、東京都内に関して、一律のサービス提供をしているので、どこも各区補助金額もほぼ同様となっております。

俣野委員

はい、分かりました。

堀米教育長

千代田区の場合は独自で補助対象が広がっているということですね。

俣野委員

はい。

堀米教育長

はい。

ほかにご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。続きまして、千代田区障害児医療ステイ（レスパイト入院）事業の開始につきまして、児童・家庭支援センター所長、説明をお願いします

児童・家庭支援センター所長

はい。続きまして、こちらは新しく展開するサービスのご案内でございます

す。千代田区障害児医療ステイ、分かりやすく括弧でレスパイト入院という言葉をつけさせていただきました。

概要についてでございますが、医療的なケアが必要な児童の方につきまして、医療的ケアの観点で申し上げますと、通常のベビーシッターの対応ですとか、子どもショートステイでお預かりすることが大変困難な状況でございます。そのため、児童の家族がレスパイトですとか、出産、その他、なかなかその子の養育ができない場合には、重症心身障害児等在宅レスパイト事業というものを千代田区で展開しておりまして、そちらの事業利用に限られておったところです。

こちらは何かと申しますと、看護師さん等が実際にご自宅に訪問看護で入られて、ケア児をお世話している間にご家族に別の用事をしていただいたり、休んでいただいたり、というような事業を既に展開しておるところでございますが、今回、在宅にとらわれないレスパイトの一環ということで、日本大学病院と協定が締結できる運びになりました。こちらは何かと申しますと、病院でそういった児童の方をお預かりし、入院していただきます。入院をしていただくような形で預かっていただき、その間、保護者の方の精神的、肉体的負担の軽減を図るものでございます。

なお、本事業に係る利用家族の実際の費用についてですけれども、もともと入院自体は医療保険等の適用の対象でございますので、実際に病院でその子のために使うレンタル寝巻きですとか、そういった実費部分のみのご負担で対応できるところでございます。

区といたしましては、医療用の消耗品費ですとかベッドの個室料金、また病院で手配する看護師の人件費等を区で負担させていただく予定でございます。

また、本事業の受入れ開始に当たって、もともと初期に必要な物品についても併せて上限はございますが病院に対して補助を行わせていただくというところを考えておるところでございます。こちらについては先方のご事情の中で言うと、最短で8月1日から協定が結べそうだとおるところでございますので、そちらで、今、調整しておるところでございます。

軽く流れを描いた図がありますが、少し細かいので拡大させていただきます。もともとこちらの利用者の方については区でもうほぼ全て網羅している状態でございますが、こちらの方から区に事前に相談をいただいた上で、状況を確認しながら、利用を申し込んでいただくと。その後、区で内容を確認させていただいた後、利用者にご連絡を差し上げ、いつぐらいに病院に行ってくださいということでお話を差し上げます。また、申込みがあった時点で水面下で日本大学病院とも調整させていただいた上で、一度ケア児の方の外来受診をしていただきます。この方が本当に病院入院に必要な方かどうかを含めて、またお母さん、お父さんの状況なども含めて病院で確認させていただき、受入れに問題がなければ区にご連絡を頂いて、実際に受入れと。こちら、受入れについて、当日、個別の実費相当についてはお支払いいただくの

ですが、その他のものについては後日、直接区に病院からご請求をいただいと
てとを考えているところでございます。

在宅レスパイトですと、心も体も休めたいときに第三者の方が入ってこられ
るということで、なかなか精神的なご負担のケアまで至らなかった部分につ
いて、プラスアルファで対応させていただこうと考えているところござ
います。

ご説明は以上でございます。

堀 米 教 育 長

はい。ありがとうございます。

ご質問がありましたら、お願いいたします。

長崎委員。

長 崎 委 員

はい。すごく画期的というか、すばらしい事業の開始になると思って見て
います。対象の児童がどれくらいか把握していらっしゃるということですが
れども、そこが私たちはまだ人数が分かっていなくて、日本大学病院もキャ
パシティがあると思うので、同じ日程で申込みが重なってしまったりする
と、やはりそこはどちらかにずらしていただく必要があるのかとか、その辺
はいかがですか。

堀 米 教 育 長

児童・家庭支援センター所長。

児童・家庭支援センター所長

委員がおっしゃるとおりでございます。今回、日本大学病院に、いいと
おっしゃっていただいたのですけれど、やはり病院も病院でなかなか病床の
空きというところもございます。この事業のために毎年1床ベッドを確保と
いうこともできかねますので、ご利用があった際にすぐ区から日本大学病院
にご連絡を差し上げます。その上で保護者の方と日本大学病院で、外来受診
をした際に実際いつ頃入るかどうかなどというのは調整いただいた上で、受入れ
可能であれば流れていくようなところでございます。

具体的に申し上げますと、世帯数の想定が10世帯程度でございます。年間で
考えると、何世帯も一堂に鉢合わせすることはあまり想定しづらいかという
ところ、その調整も含めて、医師の見地から優先度合いだとかを含めて見
ていただこうと思っておるところでございます。

長 崎 委 員

分かりました。ありがとうございます。

堀 米 教 育 長

はい。ほかにございますでしょうか。

水野委員。

水 野 委 員

はい。これは8月1日から申込み開始ということは、翌月の9月からの利
用開始を想定されていますか。

堀 米 教 育 長

児童・家庭支援センター所長。

児童・家庭支援センター所長

今後のスケジュールの部分のご説明を省いてしまいました。申し訳ござい
ませんでした。まず我々と日本大学病院の中で申し上げますと、やはり受入
れに当たっては、看護師を含めて当直要員が必要になってまいります。それ
で向こうの人員体制も含めると、前月までにある程度固めが必要だというこ
とでございましたので、申込み日に対して翌月以降の調整を考えておりま
す。ただし、医師側が診て、こちらはすぐにでも入院の必要があるという場

	合には、例外の扱いにはなるのですけれども、日本大学病院でケアできる部分については、緊急対応はある程度診ていただくような話はできておりますが、通常の流れで申し上げますと、あくまでこちらはレスパイトが中心でございますので、翌月以降のご利用に対してすり合わせをしながら、保護者の方と丁寧に進めていくというような事業を考えておるところでございます。
水 野 委 員	もう一度いいですか。
堀 米 教 育 長	水野委員。
水 野 委 員	はい。このお申し込みをして、では何月何日から受入れ開始と決まった後に、日本大学病院の承認、入院が逼迫したりとかそういうことがあった場合は、必ずしも受けられないのか。それとも、もうここに一旦予約をしたら、ほぼ確実に入れていただけるのか、その辺はどうでしょうか。
堀 米 教 育 長	児童・家庭支援センター所長。
児童・家庭支援センター所長	委員がおっしゃるとおり、まずここで外来受診をしていただいて、病院さんのほうで大丈夫ですとなれば、そこでもう病院のベッドの予約が生まれますので、どちらかという、新たに入ってきた方については、ベッドが埋まってしまうというような話になると思いますので、こちらについては、外来受診で問題ないと病院から頂ければ、そこで確定という形になります。
水 野 委 員	もう一ついいですか。すみません。
堀 米 教 育 長	水野委員。
水 野 委 員	では、都度申込みして、都度外来受診ですか。
堀 米 教 育 長	児童・家庭支援センター所長。
児童・家庭支援センター所長	こちらは年間見ていくと複数あるかと思いますが、そのときの状況だとかも変わってくるかと思いますが、レスパイトをご利用したい場合には、一度やはりお申し込みを頂いて、ご受診を頂いてというところになります。その中で、日本大学病院との関係性ができた中で言うと、簡単な聴聞でoshimaiのパターンもあれば、やはり状況が変わっているので、もう一回しっかり診ようというところもあるかと思いますが、そこは各世帯による個別の事案かと考えておるところでございます。
水 野 委 員	はい、分かりました。ありがとうございました。
堀 米 教 育 長	ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。
	(な し)
堀 米 教 育 長	はい。では、続きまして、教科書展示会の結果につきまして、指導課長、説明をお願いします。
指 導 課 長	それでは、令和7年度の教科書展示会の結果についてご報告いたします。 まず、初めに来場人数です。過去を含めまして4年間の人数について、こちら、表にまとめてございます。本年度は教科書展示会としまして、休館日を除く6月13日から6月27日金曜日の14日間を実施いたしました。教員、教育委員会関係者、地域・保護者等の三つのカテゴリで集計いたしまして、合計60名の方が来場いたしました。 次に、展示内容ですが、小学校の教科書見本（令和6年度から9年度まで

の使用教科書)、あと中学校・中等教育学校の前期課程の教科用図書の見本(令和7年度から令和10年度で使用するもの)、そして中等教育学校(後期課程)の教科書採択用見本(令和8年度使用)でございます。

続きまして、展示会場は、千代田図書館第3研修室を会場として開催いたしました。

アンケートの回答件数についてでございます。本年度、アンケートは10件ご回答いただきました。その中で3点ほどご報告申し上げます。

まず1点目ですが、展示会の満足度についてです。「満足」「どちらかと言えば満足」を合わせて、肯定的な評価としまして8件ございました。一方、「どちらかと言えば不満」が2件ございました。

2点目です。展示会をどこで知ったかについてですが、「東京都ホームページ」が1件、あと「図書館利用時にたまたま気づいた」が7件、「その他」が2件ございました。

最後、3点目です。自由記述欄についてです。全般に関する内容としまして、「今の子も同じような教材を使って勉強していることが分かり、少しほっとした」と。「教科書を見る機会はあまりないため、貴重な機会」だと。一方で、「展示期間を長くしてほしい」等の意見がございました。これらのアンケート結果を参考に、また次年度以降、よりよい環境ができるよう改善していきたいと考えております。

教科書展示会についてのご報告は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

ご質問等がありましたら、お願いいたします。

長崎委員、どうぞ。

長崎委員

質問ではないのですが、アンケートの自由回答で、昨年度、あまりよくない評価というか、見づらいとかそういったアンケート結果が出ていたと思うのです。そこを多分今年度は改善していただいて、今回、展示期間を長くしてほしいというご要望は出ましたけれど、おおむねこちらに書いてあるのは好意的な反応で、よかったと思っています。ご対応いただき、ありがとうございました。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

ほかにご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

続きまして、いじめ、不登校、はくちょう教室の状況報告(6月)につきまして、指導課長、説明をお願いします

指導課長

続きまして、令和7年6月のいじめ、不登校、はくちょう教室の状況について報告をいたします。

まず、いじめについてですが、先月からの継続事案につきましては12件、新規としまして4件です。6月末で未解消が16件ですので、本年度、令和7年度の累計としましては20件となります。

続きまして、不登校者数についてですが、小学校で9名、中学校・中等教

育学校で20名の合計29名ということで、今年度累計としまして29名となります。引き続きしっかり児童・生徒に対して連絡を取ってサポートするよう、各学校に依頼しているところです。

最後ははくちょう教室の利用状況ですが、6月の利用者数としましては15名です。新規登録者数が1名ございましたので、6月末までの登録者数は19名となります。こちらも情報共有を学校等としまして、連携を進めていくようにいたします。

本件については以上です。

堀米教育長

はい。ご質問はございますでしょうか。

5月、6月までは日数の関係でそんなに多くないかと思うのですが、7月末に大分また増える可能性もあるかもしれません。夏休みを挟んで、2学期に向けての対策等をまた考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(8月5日号、8月20日号)

堀米教育長

それでは、日程第3、その他事項に入ります。教育委員会行事予定表、広報千代田8月5日号及び8月20日号につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長

はい。それでは、行事予定表、それと広報千代田。広報千代田は今回8月5日号と20日号をご説明させていただきます。

行事予定表でございます。本日7月22日から8月31日までの予定表となっております。この中、保田臨海学校が明日から始まりまして、またその会期中に29日、至大荘行事を、28日から8月1日までですが、視察は29日火曜日ということで、来週火曜日、よろしくお願いいたします。その後、8月4日、6日、子どもの権利のワークショップをかがやきプラザで実施いたします。その後、8月下旬でございますが、先ほど申し上げたおがちよ教育交流事業が19日から24日まであります。8月末は教育委員会定例会が、上旬はお休みで、8月26日火曜日に実施いたしますので、そちらも併せてよろしくお願いいたします。

続きまして、広報原稿でございます。8月5日号につきましては23件で、今回は児童・家庭支援センターの3件が子ども部案件でございます。それ以外は文化振興課と生涯学習・スポーツ課のお知らせの案件でございます。それから、8月20日号はトータル24件で、この月は子ども部関連が5件、子ども支援課が保育料の無償化と共立女子大学とのワークショップ、それから子育て推進課は誕生準備手当の申請受付の終了の周知、児童・家庭支援センターは親と子の絆プログラム、学務課が区立中学校の学校選択のお知らせとな

	ってございます。それ以外につきましては文化振興課と生涯学習・スポーツ課のお知らせの記事となっております。 説明は以上でございます。
堀米教育長	はい。ありがとうございます。 ご質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。
	(な し)
堀米教育長	それでは、教育委員から情報提供がでございます。 長崎委員、お願いします。
長崎委員	和泉小学校から送られている学校便りに、タブレットのログインができない、タブレットのTeamsのログインができない事象が4年生以上で複数発生しているという記載があったので、これが和泉小だけのことなのか、あとは原因が分かっているのか、その辺を教えていただきたいと思います。
堀米教育長	和泉小だけの事象なのか、ほかもあるのかと。和泉小で起きている事象は、では原因は何なのかということですね。
長崎委員	そうです。
堀米教育長	はい。では、指導課長、お願いします。
指導課長	和泉小学校を確認させていただいたところ、お話しのとおり、タブレットだけではなくてTeamsのログインに関する事象ということで、通常、Teamsを利用する際、一度パスワードを入力すれば次回以降は入力不要という形になるのですけれども、最近、和泉小学校でちょうどパソコン設定のリセット作業を4年生以上で行ったことがありまして、それを行うと、実はTeamsへ入るときにもう一度パスワードを入力し直す必要があります。このパスワードですが、子どもたちが実は忘れていたということが生じまして、ログインできないケースが多く発生していることから、今般のような対応を取ったところですので、ほかの学校はリセット作業はまだ行っている状況ではないので、もし今後、リセット作業をほかの学校でも行うようなときは、同じような事象が起こることも考えられますので、リセット作業をする必要が生じた場合は、事前にしっかり確認が必要かというところでございます。ですので、今回は和泉小だけの件です。
長崎委員	はい。和泉小がリセットをしなければいけなくなった理由はあるのですか。
指導課長	いろいろなアプリケーションを子どもたちが使い始めていて、いわゆる煩雑になってしまって、子どもたちが何を使用しているかという確認がなかなか難しいところが、一度リセットすることによって、その辺りが全部学校として管理しやすい状況になるというところですよ。
長崎委員	はい、分かりました。ありがとうございます。
堀米教育長	はい。どちらかというと、それは子どもが悪いというより、きちんと教員が指導すべき中身ですね。
指導課長	そうです。
堀米教育長	そうですよね。だから、しっかりと、その後は教員が何をしなければいけ

ないかというのを分かって指導していくべき話かと思うのですが、どうでしょう。

指導課長 再度、ログインにパスワードが必要な状況になることはもう既に分かっているのですが、そもそもパスワードの一覧というのは学校で各担任が持っているところ。その辺り、十分情報共有がされていなかったところがあるのかというのは1つ要因であるかと思います。

あと、使用に関してもそれぞれルールがございますので、その辺りの指導を改めて徹底というところは必要になるかと思います。

堀米教育長 はい。

ほかにございますでしょうか。

堀米教育長 俣野委員、どうぞ。

俣野委員 このところ熱中症が大分すごい状況らしいのです。もう夏休みに入っているのでしょうか、当区としては、熱中症に対して、子どもたちに対する何かこういう指導というか、そういったものは何かしているのでしょうか。

堀米教育長 指導課長。

指導課長 熱中症にならないための方法だとか、いわゆる保健の指導等でも行っておりますし、子どもたちに涼しい場所で過ごすか、また気象状況を見て、長時間外で過ごさないようにとか、また水分をしっかりと補給するようと、その辺りの基本的なことは低学年から含めて日常的に指導しているところでございます。

堀米教育長 夏季休業中の前にも、その旨の通知を出していますよね。

指導課長。

指導課長 それぞれ長期休業に入る前に、生活指導についてというところで通知を出させていただいております。今回、夏休みに入るに当たって、各学校で徹底するような内容としまして、熱中症予防についてもそこに一文加えさせていただいております。

堀米教育長 はい。よろしいでしょうか。

俣野委員 俣野委員。

俣野委員 すみません。そうすると、夏休みに入っていますけれども、家庭で起きた熱中症に対しては、何らかの報告は上がってくるものですか。

堀米教育長 夏季休業中ということ。

俣野委員 はい。夏季休業中に。

堀米教育長 指導課長。

指導課長 それぞれご家庭の判断になるところだと思うのですが、ものすごく重い事案は、当然学校も把握する必要がございますので、そういったところは、直後に入ってくるか、夏季休業の終わり頃に、こういったことがありましたという報告があるケースとか、それぞれケースによって違うかと思います。

俣野委員 分かりました。ありがとうございました。

堀 米 教 育 長 子ども総務課長	子ども総務課長。 少し補足で。今、保健所といろいろタイアップして、熱中症予防についてはすぐ一層を通じて呼びかけております。内容が同じだとさすがに見てくれないだろうというところもあって、少し内容を変えながら、月に1回、熱中症の予防については保健所とタイアップしながら、周知について進めていくことをやってございます。最近、直近ですと7月7日にやらせていただいたところでございます。
俣 野 委 員 堀 米 教 育 長 堀 米 教 育 長 長 崎 委 員	ありがとうございました。 はい。 長崎委員。 すみません。今日の昼頃のニュースで、中央区の認可保育園のほっぺるランド佃さんで、保育士の方がお子さんに、いらいらして手が出てしまったと拝見しました。ほっぺるランドは区内にもあると思うので、この「元保育士」になっていますけれど、この方が勤めたことがあったのかとか、この事件を受けてほっぺるランド側から、こういうことが起こっているけれど区内の保育園は大丈夫ですとか、そういったやり取りとかはしているのでしょうか。
堀 米 教 育 長 子ども支援課長	子ども支援課長。 情報が入ったところではございますが、ほっぺるランドからは特に子ども支援課には報告は上がっておりません。ただ、指導運営から問い合わせ、今おっしゃったようなことは確認いたしたいと思います。
長 崎 委 員 堀 米 教 育 長	はい。お願いします。 ぜひ確認をお願いいたします。 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。 (な し)
堀 米 教 育 長	それでは、数分休憩を取りまして、非公開の部分に入りたいと思いますので、準備をよろしく願いいたします。 (休 憩) (再 開)